

令和元年10月1日から

「雇用保険電子申請事務センター」

を開設し、電子申請の一部を一括して処理します

県内の各ハローワークで取り扱っている雇用保険に係る電子申請について、事務処理を迅速に行うため、雇用保険被保険者に関する申請分を「佐賀労働局雇用保険電子申請事務センター」で一括して処理します。

- 手続き方法は従来と変更ありません。
- 申請先も従来と変更なく、管轄のハローワークとなります。
- 電子申請画面（基本情報画面）の申請先は管轄のハローワークを選択してください。
- ◆ 電子申請を利用する場合は、照合省略の認可※を受けることで、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。

※認可手続きについては、管轄のハローワークにお問い合わせください。

雇用保険電子申請事務センターで取り扱う申請の種類

雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険被保険者資格喪失届 ※離職票交付、期間等証明含む
雇用保険被保険者資格喪失届提出後の 離職票交付の申請	雇用保険被保険者資格喪失届提出後の 期間等証明票交付の申請
雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	雇用保険被保険者氏名変更届
雇用保険被保険者転勤届	雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業 給付・介護休業給付）関係の申請 ※ハローワーク佐賀管轄分のみ

② 直前に雇用されていた事業所からの離職手続きが遅れ、資格取得届が処理できない場合や6か月以上遡って資格取得・喪失届が提出された場合、離職票の訂正・補正等の手続きについては従来どおり管轄のハローワークで取り扱います。

佐賀労働局 雇用保険電子申請事務センター

〒840-0826 佐賀市白山2-1-15

ハローワーク佐賀3F（雇用保険適用課横）

TEL：0952-38-9308 FAX：0952-41-9269